

地域活動やボランティア活動を保険で応援!

☎市民連携推進課 ☎43-9182

※詳しくはこちらをご覧ください。



特徴

圏域住民の皆さんを
広くカバー

保険料・加入手続き・
名簿登録不要

手続きは事故が
発生したときのみ

対象となる人

- 八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・新郷村・おいらせ町の住民で、地域活動やボランティア活動を行っている人
 - 上記各市町村外の住民で、かつ上記各市町村内で活動を行っている人
- ※お祭りや運動会の参加者(一般の来場者や競技参加者)は対象外



対象となる活動

町内会活動やボランティア活動などで、次の要件を満たす活動が対象となります。
(活動中の事故であることが客観的に証明できる必要あり)

- ①自主的に構成された団体や地域住民組織および個人が行っている活動
 - ②広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動
 - ③無報酬の活動(交通費など実費の支給は無報酬とみなします。)
 - ④日本国内における活動
- など



補償内容

傷害保険

【入院】1日3,000円 【通院】1日2,000円(90日が上限) 【死亡】500万円 【後遺障害】15万円~500万円

損害賠償責任保険

【対人賠償】1人につき1億円まで・1事故につき2億円まで 【対物賠償】1事故につき1億円まで

【保管物賠償】1事故につき300万円まで ※現金・証券・美術品は対象外

※免責全額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。

万一が事故が起こったら

事故の内容(日時・場所・状況・現場写真など)を記録し、速やかに市民連携推進課に電話で連絡してください。保険の対象となる場合は、その後の手続きを説明します。最終的な保険金などの支払い可否は、活動内容や事故原因、事故発生状況などを踏まえ、保険会社により審査・判断されます。

また、活動する際には、進め方に無理がないかをもう一度見直したり、行事のはじめや終わりに仲間と声を掛け合うなど、安全管理に努めましょう。

「町内会」に加入しましょう!

☎市民連携推進課 ☎43-9182

町内会に加入し、安心・安全なまちづくりに参加しましょう。
お住まいの地域の町内会が分からない場合は、市でお取り次ぎします。

ボランティアを始めるなら「八戸市ボランティアセンター」へ ☎市民連携推進課 ☎47-2940

施設・団体・個人からの相談受付や、ボランティアをやりたい人への活動紹介などの橋渡しを行っています。